

居宅介護支援事業者による介護予防支援事業者の指定申請について

資料2-2

1 指定について

令和6年4月1日から居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けることが可能になります。

その場合、指定申請の手続きが必要です。事前に市高齢者福祉課事業者指導係までご相談ください。

また、介護予防支援事業者の指定を行う場合は、あらかじめ、介護保険運営協議会に意見を求めなければならない（介護保険法第115条の22第4項）とされています。

令和6年度の介護保険運営協議会は7月と2月に開催予定です。（変更の可能性あり）

指定申請書の提出期限は指定予定日の1月前迄ですが、上記のとおり「介護保険運営協議会」で意見を聴取する必要がありますので、早めにご相談ください。

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし



特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし



中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし



中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(Ⅱ) のみ

居宅介護支援事業者による介護予防支援事業者の指定申請について

2 人員基準・設備基準

〔基準・解釈通知〕

- ①指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。
- ②当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務可。
- ③指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えない。
- ④指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、事務室又は区画については、指定居宅介護支援事業の用に供するものと同一のものであっても差し支えない。

居宅介護支援事業者による介護予防支援事業者の指定申請について

2 人員基準・設備基準

【居宅介護支援の特定事業所加算との関係】

〔留意事項〕

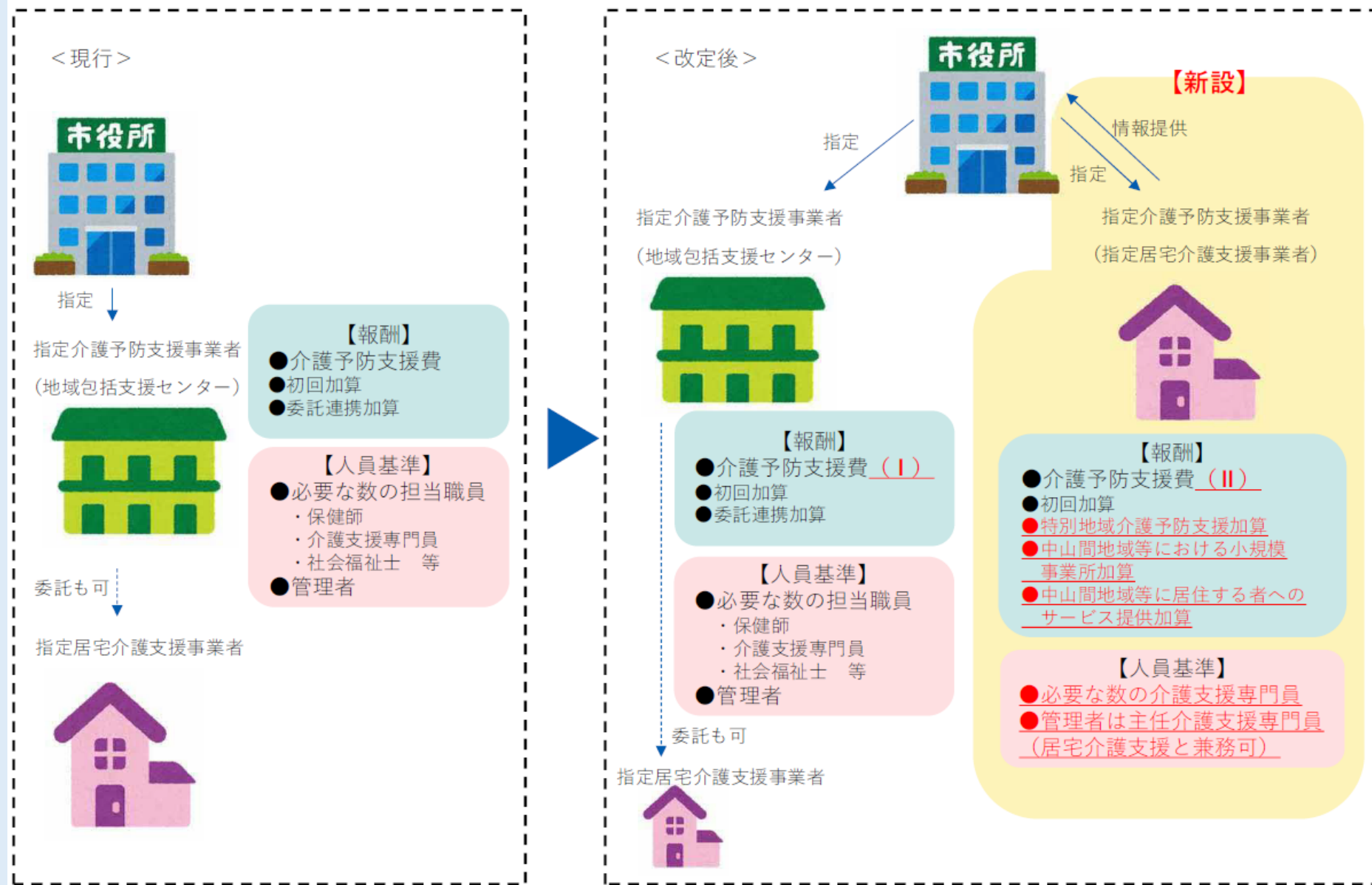
①常勤かつ専従の主任介護支援専門員

当該指定居宅介護 支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

②常勤かつ専従の介護支援専門員

当該指定居宅介護支援 事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



<改定後>

市役所

【新設】

指定

情報提供

指定

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



300単位

442単位

【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅰ)
- 初回加算
- 委託連携加算

300単位

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
- 管理者

委託も可

指定居宅介護支援事業者



472単位

【報酬】

- 介護予防支援費 (Ⅱ)
- 初回加算
- 特別地域介護予防支援加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

300単位

【人員基準】

- 必要な数の介護支援専門員
- 管理者は主任介護支援専門員
(居宅介護支援と兼務可)

居宅介護支援事業者による介護予防支援事業者の指定申請について

3 留意事項

①介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者へ委託可能）するものであること。

■介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と異なり、指定居宅介護支援事業者は、これまで通り地域包括支援センターからの委託を受けることとなります。

②他市の介護予防支援事業者の指定を受けることができます。

■介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があります。

③介護予防支援事業者の指定を受けた後も地域包括支援センターからの委託を受けることができます。

■指定介護予防支援事業所として直接、介護予防支援を実施

■指定居宅介護支援事業所として地域包括支援センターから介護予防支援等の委託

居宅介護支援事業所による介護予防支援事業者の指定申請について

3 留意事項

- ④介護予防支援事業所が変更になる場合、一連の業務（アセスメント等）が必要です。
- 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた後、これまで、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っていたAさんについて、引き続き、担当することになった場合、一連の業務（アセスメント等）が必要です。【介護予防支援事業所の変更のため】